

## <新着情報・重要なお知らせ>

○ 11月、12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。



### 働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思いますが、

でも忘れてはならない要素があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を1人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」、

労働者の健康や失業生活から守る「雇用保険」、

労働保険は、その二つの総称です。

## 労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、労働局ホームページ、労務課指導室またはハローワークへご連絡ください。  
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



千葉労働局では令和4年11月から12月までを『労働保険未手続事業一掃強化期間』と定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施します。

具体的には、労働保険未加入事業場に対する重点的な行政指導の他、  
①千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示  
②千葉テレビ・bayfmによるスポットCM放送  
③ちいき新聞への記事掲載（千葉市内全域）  
④労働局庁舎への懸垂幕掲示  
⑤県・市町村・県社労士会・労働保険事務組合・その他各団体に対し広報誌への掲載を依頼するなど、積極的な広報活動を行います。

「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称で政府の保険制度です。  
正社員、派遣、アルバイト、パートなどの呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用する事業場に参加が義務付けられています。

担当：総務部労働保険徴収課（近藤）電話：043-221-4317